

## 大阪感染症情報解析委員会運営要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）が大阪府から受託した「大阪府感染症発生動向調査事業」のうち、大阪感染症情報解析委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり、組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする

### (職務)

第二条 委員会は大阪府感染症発生動向調査事業実施要綱第4（5）に基づき感染症の発生状況、動向及び病原体等の情報を解析し、感染症の予防及びまん延の防止に資するため専門家の意見聴取及び意見交換を行うものとする。

### (組織)

第三条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が任命する。

一 小児科、内科、眼科、性感染症科等の医師、疫学の専門家、細菌学、ウイルス学の専門家等

二 大安研により選定された者

3 委員会は前項の委員および大阪府感染症情報センター員、オブザーバーとして大阪府内各市より参加の感染症発生動向調査事業担当者により組織する。オブザーバーは、委員会において意見を述べることは出来るが、決定権はないものとする。

4 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、三年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、第三条第2項の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の議事を進行する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は大安研が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。
- 3 委員会は原則、毎週 1 回開催するものとし、その庶務は大阪府感染症情報センターにおいて行う。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、大阪府附属機関委員の報酬区分 C に準ずるものとする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員のうち、次に掲げる者に対しては、報酬を支給しない。
  - 一 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員
  - 二 大阪府の経済に属する常勤の職員
  - 三 大阪府内政令・中核市の経済に属する常勤の職員

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は第六条第 1 項の報酬に含まれるものとする。ただしそれにより難しいときは、大阪府と協議の上、別途支給できるものとする。

- 2 前項の委員の費用弁償の額は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員等旅費規程による役員以外の者の額相当額とする。
- 3 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 4 前二項の規定にかかわらず、委員のうち第六条第 3 項第二号及び第三号に規定する職員の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は 2019 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は 2022 年 4 月 1 日から施行する。